

政策評価の動向について

1 事業評価について

平成 13 年度の事業評価は、「林野公共事業の事業実施要領」等に基づき、事業の実施地区を対象に、事業の採択前に行う事前評価、事業採択後 5 年が経過した時点で継続中の事業について 5 年毎に行う期中の評価、事業完了後概ね 5 年が経過した時点で行う完了後の評価により実施し、原則として都道府県を含む事業実施主体が評価を行ってきたところである。

一方、平成 14 年 4 月 1 日に施行された「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成 13 年法律第 86 号)において、行政機関はその所掌する政策について、「必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価する」(別紙 1)こととされている。

このため、平成 14 年度以降の事業評価については、法律に即して、事業実施主体が実施してきたものについても、国が行うこととし、評価内容も必要性、有効性、効率性等の観点に立ったものとする事とする。

2 政策評価の体系化(政策ツリー)について

現行の政策評価(実績評価)は、食料・農業・農村基本計画、森林・林業基本計画等に基づき政策分野、目標等を設定し、その達成状況を定量的に把握し、評価を実施している。

しかしながら、現行の実績評価では、政策分野が並列となっており、各政策分野間、各目標間の関連が明示されておらず、国民的視点から農林水産政策全体の成果が捉えられていないことから、政策ツリーを作り、体系化を図るべきであるとの指摘が政策評価会でなされている。

このため、農林水産政策の基本理念である食料・林産物の安定供給、農林水産業の振興、農山漁村の振興及び多面的機能の発揮に即し目標を設定し、政策分野を各目標毎に整理、体系化することを検討している(別紙 2)。

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）（抜粋）

第3条第1項

行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果（当該政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響をいう。以下同じ。）を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならない。

政策評価に関する基本方針（平成13年12月28日閣議決定）（抜粋）

2 政策評価の観点に関する基本的な事項

政策評価の実施に当たっては、評価の対象とする政策の特性に応じて適切な観点を選択、具体化し、総合的に評価するものとする。

政策評価の観点としては、法第3条第1項に明示された必要性、効率性及び有効性の観点がある。このうち、必要性の観点からの評価は、政策効果からみて、対象とする政策に係る行政目的が国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか、行政関与の在り方からみて当該政策を行政が担う必要があるかなどを明らかにすることにより行うものとする。また、効率性の観点からの評価は、政策効果と当該政策に基づく活動の費用等との関係を明らかにすることにより行うものとする。有効性の観点からの評価は、得ようとする政策効果と当該政策に基づく活動により実際に得られている、又は得られると見込まれる政策効果との関係を明らかにすることにより行うものとする。

上記のほか、政策の特性に応じて選択して用いる観点としては、公平性の観点や優先性の観点などが考えられる。この公平性の観点からの評価は、行政目的に照らして政策効果や費用の負担が公平に分配されているか、あるいは分配されるものとなっているかを明らかにすることにより行うものである。また、優先性の観点からの評価は、これらの観点からの評価を踏まえて当該政策を他の政策よりも優先すべきかを明らかにすることにより行うものである。

政策評価の観点の基本的な適用の考え方については、基本計画において示すものとする。

大目標(仮称)	中目標(仮称)	政策分野	主管課	
消費者が安全な食料を安心して購入・消費できる体制を確立する。	1 食品安全行政の一体的推進や産地段階から消費段階にわたるリスク管理の確実な実施により、食の安全を確保する。	(1)食品安全性確保対策	総合食料局消費生活課	
		(2)家畜衛生対策	生産局衛生課	
		(3)飼料の安全性確保対策	生産局飼料課	
		(4)農業生産資材品質・安全確保対策	生産局生産資材課	
	2 表示の適正化やトレーサビリティの導入・普及、食育の推進などにより、食に対する消費者の安心・信頼を確保する。	(1)食品等の表示・規格制度	総合食料局品質課	
		(2)トレーサビリティの導入・普及対策	総合食料局消費生活課	
		(3)食生活のあり方を見つめ直す幅広い活動の展開	総合食料局消費生活課	
		(4)植物防疫対策	生産局植物防疫課	
消費者に対し、新鮮で良質な食料及び林産物を合理的な価格で安定的に供給する。	3 我が国の産地の特色を活かした新鮮で良質な食料及び林産物を産地規模で安定的に供給できる体制を確立する。	(1)麦の安定生産対策	生産局農産振興課	
		(2)大豆の安定生産対策	生産局農産振興課	
		(3)果実対策	生産局果樹花き課	
		(4)野菜の安定生産対策	生産局野菜課	
		(5)甘味資源作物の安定生産対策	生産局特産振興課	
		(6)畑作物・地域特産物の安定生産対策	生産局特産振興課	
		(7)花き対策	生産局果樹花き課	
		(8)牛乳乳製品の安定生産対策	生産局畜産技術課	
		(9)食肉鶏卵の安定生産対策	生産局食肉鶏卵課	
		(10)飼料の安定生産対策	生産局飼料課	
		(11)木材利用の推進と木材産業の健全な発展	林野庁木材課	
		(12)特用林産物の振興	林野庁経営課	
		(13)つくり育てる漁業の推進	水産庁栽培養殖課	
	4 食料産業における生産・流通面での合理化・効率化を推進しその高コスト構造を是正する。	(1)米の生産対策	生産局農産振興課	
		(2)麦の生産コスト削減対策	生産局農産振興課	
		(3)大豆の生産コスト削減対策	生産局農産振興課	
		(4)野菜の流通コスト削減対策	生産局野菜課	
		(5)甘味資源作物の生産コスト削減対策	生産局特産振興課	
		(6)畑作物・地域特産物の生産コスト削減対策	生産局特産振興課	
		(7)牛乳乳製品の生産コスト削減対策	生産局畜産企画課	
		(8)食肉鶏卵の生産コスト削減対策	生産局食肉鶏卵課	
		(9)農業生産資材費低減対策	生産局生産資材課	
		(10)食品流通対策	総合食料局流通課	
		(11)食品産業対策	総合食料局食品産業企画課	
		(12)消費者ニーズに対応した水産物の流通・加工	水産庁加工流通課	
	5 世界の食料需給の安定や地球環境の保全を図るための国際貢献により、我が国の食料安全保障を確保する。	(1)食料・農業・農村に関する国際協力	総合食料局国際協力課	
		(2)国際的な水産資源の管理と利用	水産庁国際課	
	農林水産業の構造改革を加速化し、将来にわたってほこり・魅力・やりがいのある産業として農林水産業者が感じ取れる産業に育成する。	6 国民に対して必要な食料が供給できるよう、農地、水、漁場などの生産資源を確保する。	(1)耕作放棄の発生の防止等による優良農地の確保	農村振興局農村政策課
			(2)立地条件に即した整備	農村振興局設計課
			(3)土地改良区組織の見直し	農村振興局土地改良企画課
			(4)我が国周辺水域における水産資源の適切な管理	水産庁管理課
	7 持続可能な農林水産業を担う意欲ある経営体を育成・確保する。		(1)認定農業者等意欲ある農業者の育成	経営局経営政策課
			(2)農業者年金制度	経営局経営政策課
(3)新規就農の促進			経営局女性就農課	
(4)農山漁村における男女共同参画社会の確立			経営局女性就農課	
(5)高齢農林漁業者の役割の明確化と福祉対策			経営局女性就農課	
(6)担い手への農地利用集積の推進			経営局構造改善課	

		(7) 農業経営に関する体系的・総合的な対策の推進	経営局経営政策課
		(8) 農作業安全対策	生産局生産資材課
		(9) 効率的かつ安定的な林業経営の育成	林野庁経営課
		(10) 効率的かつ安定的な漁業経営の育成	水産庁水産経営課
		(11) 漁業生産を支える人材の確保	水産庁研究指導課
		(12) 農業協同組合系統組織の見直し	経営局協同組織課
		(13) 漁業協同組合の事業・組織基盤の強化	水産庁水産経営課
		(14) 農林漁業経営の情報化の推進	大臣官房情報システム課
	8 過度の農産物の価格変動や災害発生による経営への悪影響を防止するための需給やセーフティネットにより持続可能な経営を実現を図る。	(1) 農業災害補償	経営局保険課
		(2) 災害復旧	経営局経営政策課
		(3) 米の需給政策	食糧庁計画課
		(4) 麦の需給政策	食糧庁企画課
		(5) 牛乳乳製品の価格変動防止対策	生産局牛乳乳製品課
		(6) 食肉鶏卵の価格変動防止対策	生産局食肉鶏卵課
		(7) 砂糖価格引下げ対策	生産局特産振興課
	9 農林漁業者が主体的にその技術水準の向上を図れるよう、農林水産分野の研究・技術開発の高度化を図る。	(1) 新たな農政の展開方向に即した技術開発の推進	農林水産技術会議事務局技術政策課
		(2) 効果的・効率的な普及事業の展開	経営局普及課
		(3) 農業生産資材開発対策	生産局生産資材課
		(4) 種苗の生産・流通対策	生産局種苗課
		(5) 森林・林業に関する研究開発の推進	林野庁研究普及課
		(6) 水産技術の開発	水産庁研究指導課
都市と農山漁村との対流（「人・もの・情報」）を促進し、都市と農山漁村が共生しうる社会を構築する	10 農山漁村の魅力の向上や都市と農山漁村のつながりの強化を図り、農山漁村地域を活性化させる。	(1) 都市と農村の交流	農村振興局地域振興課
		(2) 中山間地域等の振興	農村振興局地域振興課
		(3) 子どもたちが農林漁業への理解を深めるための教育の推進	経営局女性就業課
	11 都市と農山漁村の生活環境の格差を是正し、豊かで住み良い農山漁村を創造する。	(1) 農村地域の総合的整備の推進	農村振興局農村整備課
		(2) 山村地域の活性化	林野庁計画課
		(3) 漁村地域における総合的整備の推進	水産庁防災漁村課
		(4) 農山漁村地域の情報化の推進	大臣官房情報システム課
国民のすべてが農山漁村において行われる適正な生産活動や森林を含む自然環境の適正な管理により生ずる多面的機能を楽しむことができるようにし、将来にわたって持続的に発展可能な社会を実現する。	12 農林水産業の有する自然循環機能を維持増進させ、持続利用が可能なバイオマスの利活用を一層拡大させるとともに、自然環境を適正に管理することにより、将来にわたって多面的機能を発揮させる。	(1) 持続的生産方式の定着・普及	生産局農産振興課
		(2) 家畜排せつ物の管理・利用	生産局畜産企画課
		(3) 食品廃棄物対策	総合食料局食品産業企画課

		(4) 森林の整備	林野庁計画課
		(5) 森林の保全	林野庁治山課
		(6) 国民参加による森林づくりと森林の新たな利用の推進	林野庁森林保全課
		(7) 地球環境保全対策	大臣官房環境対策室
	1 3 農林水産統計・情報の的確な収集・提供及び行政の情報化を通じた効率的で透明性の高い行政運営を図る。	(1) 統計情報の収集・提供	統計情報部統計調整課
		(2) 行政情報化の推進	大臣官房情報システム課